

## 自家用電気工作物保安管理業務その3仕様書

### 1. 総則

本仕様書は、神戸市（以下「発注者」という。）が設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」という。）の委託について、その適正を期するために必要な事項を定めたものである。

### 2. 業務対象事業場

別紙1「業務対象事業場リスト一覧その3」（以下「別紙1」という。）のとおり。

### 3. 業務期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### 4. 業務内容

#### 1) 電気事業法に基づく管理全般

自家用電気工作物での工事、維持及び運用に関する保安の監督並びに保安のための監視点検及び検査業務。

#### 2) 電気主任技術者選任

#### 3) 保安規程及び細則（ある場合）の作成

#### 4) 官庁届出業務

管理上必要となる書類を作成し、中部近畿産業保安監督部に届け出ること。

届出に際しては、発注者と十分打ち合わせを行うこと。

#### 5) 保安管理業務

① 電気工作物の設置又は変更の工事についての設計の審査、工事期間中の巡視、点検及び測定・試験を行うこと。原則として、点検内容や頻度については、受注者の定める保安規程（以下「保安規程」という。）によるものとする。

② 電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう、定期的に電気工作物の巡視、点検及び測定・試験（以下「定期点検」という。）を、保安規程に基づき行う。

定期点検の種類及び回数、主要な事項の取り扱いは次のとおりとする。

a. 年次点検は、原則として3年に1回以上停電により設備を停止状態にして試験を実施すること。1年目に停電により設備を停止状態にして実施すること。但し、発注者が指定する場合は、回数を増やすことがある。

1年目に油入機器(トランス等)から採油して微量PCB含有検査を行うこと。

対象となる事業場と機器の数量は別紙1のとおりとする。

[採油できない機器(進相コンデンサ等)については、銘板を読み取り、製造メーカーに問い合わせ、含有の有無を調査すること]

- b. 外観点検は、電気工作物の運転を停止しない状態で、梯子その他の用具を使用せずに到達できる場所から目視等により実施する。  
ただし、設備状況により運転を停止して行うことがある。
- c. 定期点検を実施し、各試験結果からとるべき措置の指導、助言を行うこと。
- d. 絶縁監視
  - 1) 受注者は対象事業場の電気室等に絶縁監視装置(主に低圧側)を設置し、契約期間中、24時間常時監視すること。絶縁監視は業務を開始してから遅滞なく設置を行うこと。
  - 2) 絶縁監視装置を設置する事業場は、別紙1のとおりとする。
  - 3) 受注者は絶縁監視装置が正常に稼動するよう、受注者の責任の保守を行うこと。発注者は設置場所の提供、電灯配線など設備等の利用については無償にて提供するが、通信環境に要する費用は本業務に含むこと。
  - 4) 絶縁監視装置に異常警報が発報した場合、発注者に連絡するとともに、警報発生時の対応を24時間体制にて行い、必要に応じて対象事業場への出動対応を行うこと。
  - 5) 災害や停電等が発生した場合に、発注者の要請により原因調査及び仮復旧の対応を行うこと。
- 6) 電気工作物事故発生時対応
  - ① 応急処置とその指導、助言
  - ② 事故原因探求、事故報告の作成及び手続
  - ③ 再発防止措置の指導、助言
  - ④ 精密試験(事故の内容・原因により、必要に応じて行う。)
- 7) 臨時点検業務  
設備の不時の故障等、発注者から要請があった場合には、昼夜を問わず、速やかに点検を実施すること。
- 8) 立入検査時対応  
電気事業法第107条第4項に規定する立入検査時に、主任技術者として対応すること。
- 9) 自家用電気工作物データ整理業務
  - ① 設備(機器)台帳、補修工事記録、電気事故記録、単線結線図、機器配置図、建物平面図等の整理更新を行うこと。
  - ② 単線結線図、配置図はJWW形式にて受注者が作成すること。ただし、当初作成に必要な資料は発注者が提供するものとする。
  - ③ 点検結果、監視業務等で発生した不具合事項につき、受注者が緊急度判定を行い報告すること。

5. 業務の範囲外

工事等にかかる保安操作並びに各種試験については本業務の対象外とする。

6. 連絡体制表作成

受注者は、電気事故その他災害の発生に備え、平常時と夜間・休日時の連絡先を定め、平常時・緊急時連絡体制表等を発注者、事業場管理者等へ提出するとともに、受電室、監視室等その他必要な場所の見やすい箇所に掲示すること。当該事業場の単線結線図も合わせて掲示すること。

7. 運転又は操作等

平常時及び非常時における電気工作物の運転又は操作に関し、次の事項を定めて、電気室内の見やすい箇所に掲示すること。

- 1) 電気工作物の運転又は操作の順序及び方法  
(停電・復電等の手順)
- 2) 災害（地震、台風等）時における防災対応

## 8. 提出書類

### (1) 当該業務の報告

当該業務の実施内容について報告すべき事項、提出方法は下記のとおり。

### (2) クラウドサーバ上での提出方法

発注者が提供するクラウドサーバ、クラウドサーバ内のアプリを利用し提出すること。

提出書類	記載内容	提出時期	提出先	紙媒体及び電子媒体にて提出	クラウドサーバ上に提出
保安管理体制申請書類	・業務従事者(担当者場所名、連絡先等)	契約締結後又は、内容変更後速やかに	発注者	●	
	・連絡体制及び指揮命令系統			●	
	・業務従事者の経歴			●	
管理台帳	・単線結線図、配置図 (引込～電気室までがわかるもの) ・使用機器台帳など	当初及び内容の変更都度	事業場管理者及び発注者		●
月次点検実施計画書	・各対象電気工作物の点検実施計画	点検日前月末までに	事業場管理者及び発注者	●	
年次点検実施計画書	・翌月実施予定の停電を伴う点検の計画	点検日決定後速やかに		●	
定期点検(月次・年次)結果報告書	・各実施項目の点検結果 ・改修指摘項目 ・DM値	点検後速やかに	発注者		●
臨時点検報告	・中間状況の報告	口頭(電話)で随時	事業場管理者及び発注者		●
	・点検結果及び改善対策等の報告	点検後速やかに			●
事故報告書	・事故発生の都度	事故発生の都度	発注者	●	●
官庁申請届出業務書類	・作成書類及び図面等	作成(受領)後速やかに	発注者	●	
	・監督官庁の受理及び承認を示す証			●	
その他業務報告書	・工事連絡表に関する資料	判明後速やかに		●	
	・技術情報提供資料			●	

\*紙媒体での提出部数は各部とも2部提出するものとする。

## 9. 受注者の負担範囲

当業務履行に必要な受注者の費用負担は以下による。ただし、本仕様書に明記されていない事項でも当然必要なものは、本業務に含むものとする。

- 1) 本業務実施に必要な備品・機材（測定器、保守消耗品、仮設発電機、清掃用具等）、軽微な補修（ヒューズ、パイロットランプ等の取替）及び工具等。
- 2) 本業務の実施に伴う仮設電源に必要な仮設発電機の準備、指定機器への切り替え作業、給電作業。
- 3) 本業務を実施するために関係機関（電気事業者等）に対する諸手続きに要する費用。
- 4) 定期、緊急に関わらず、本業務の履行に必要な交通費、駐車場代等。
- 5) 提供するクラウドサーバの利用に必要な受注者のユーザーアカウント登録等にかかる費用。提供するクラウドサーバについては、サイボウズ株式会社が提供する kintone とする。

## 10. 業務の引継

受注者は、発注者が必要と認める期間において前の受注者より業務内容の引継ぎを受け、業務開始日までに本業務の遂行に支障をきたすことのないようにしなければならない。また、受注者は、業務完了の日までに発注者が必要と認める期間において、後の受注者に対して引継ぎを行わなければならない。なお、業務の引継ぎに要する費用は本契約に含むものとする。

### 11. 契約の変更・解除

次の各号のいずれかに該当する場合は、双方協議のうえ、業務費の変更を行うものとする。

- 1) 自家用電気工作物の設備容量、受電電圧が変更された場合
- 2) 別紙1に掲げる事業場の増減があった場合
- 3) その他、やむを得ない理由によって、業務内容等に変更の必要が生じた場合

### 12. その他

- 1) 委託料の支払いは年度毎とし、検査合格後、適法な請求書を受理した日から30日以内に支払う。前払いは無いものとする。
- 2) 仕様書その他の内容について疑義を生じた場合、発注者と受注者の協議により決定する。
- 3) 本業務中に受注者が発注者又は第三者に損害を与えた場合は、その責任を負うものとする。
- 4) 受注者は、前項の損害が発生した場合は、その折衝にあたり、その経過を速やかに発注者に報告すること。
- 5) 本契約に係る令和6年度神戸市一般会計予算が成立しない場合はこの入札に基づく契約は締結しないことがある。
- 6) 本契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約に該当する。  
予算の減額・削除があった場合、契約の変更・解除ができる。このとき受注者は発注者に対し、違約金、損害賠償金を請求することができない。

以上